

令和3年度 児童虐待の発生予防等に関する研修会

と き 令和3年11月3日(水・祝) 10:00～12:30

ところ 山口県医師会6階会議室

(Zoom「ウェビナー」を使用したWeb方式併用)

【報告: 常任理事 河村 一郎
理 事 縄田 修吾】

山口県産婦人科医会及び山口県医師会の主催により例年開催していた標記研修会について、本年度からは県医師会主催で、県産婦人科医会及び県小児科医会の共催という形態に変更し、11月3日(水・祝)に開催した。

今回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場での聴講について定員を設けるとともに、Webでの視聴も可能としたハイブリッド開催にしたところ、当日は会場28名、Web71名の参加があった。

県医師会の今村副会長の開会挨拶の後、2題の講演を行った。

講演

1. 地域で取り組む虐待予防

～医療機関向け虐待対応プログラム

BEAMS Stage1を踏まえて～

独立行政法人国立病院機構

四国こどもとおとなの医療センター

小児アレルギー科医長／育児支援対策室長

木下あゆみ

BEAMSは医療機関向けの虐待対応プログラムでStage1,2,3とあり、Stage1はすべての医療関係者が対象となり、虐待を早期に発見し通告することの意義を理解し、危機管理の視点のみならず育児支援の視点でSentinel(見張り番)になることが目的である。

子ども虐待対応の歴史をさかのぼると米国、英国では1960年代から法律を作って対応していたが、日本は1990年代になってから児童虐待防止法などができて医療が関わるようになった。虐待

の分類には身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の4類型があるが、実際の臨床では必ずしもこの4類型にこだわる必要はない。

虐待の要因としては、親の成育歴、家庭環境など親自身の問題と未熟児、発達障害児、よく泣く子など、子どもの特徴により愛着形成不全を生じ、虐待に至る。どれか一つでも取り除ければ虐待まで至らないケースもある。

医療機関からの通告は2.2%と少なく、虐待を小児期鑑別疾病の一つとして診て、より早期に発見し通告することが重要である。疑った時にはまずは全身を診察し、写真を撮っておき、損傷の部位、痕などから虐待の可能性について考察を行う。親への問診ではオープンクエスチョンで時間、周辺状況も含めて詳細に聞く。「虐待」という言葉は子どもの安全が確保されるまでは使わない。子どもへの問診では基本話せないことを理解しておき、根掘り葉掘りは聞かず、子どもの安全を確認する。虐待を疑ったらCPT(院内虐待対応組織)に連絡後、児童相談所に相談し今後の対応について相談する。CPTは小児科の入院施設がある基幹病院の多くに設置されている。重度・中等度例は原則入院が望ましい。医学的に軽症でも心中企図、扼頸、多発挫傷、乳児肋骨骨折は最重度と考える。性虐待は稀ではなく、事実であれば重度であり、家に帰さないことが重要である。膣内異物、性感染症、性器・肛門外傷などあれば性虐待を疑う。軽症例(グレーケース)は可能な限り次回の外来受診を予約し、保護者の同意を得た上で市町村に情報提供する。

以上のように、虐待の発見方法、疑った際の対応方法などを詳細にわかりやすくご教示いただいた。今回、医師のみならず看護師、保健師、心理士、養護教諭など多職種の方の参加もあった。明日からの診療に、さらには今後、多職種の連携を深めるためにも大変有益な講演であった。

[文責：常任理事 河村 一郎]

2. 臨床法医学からみた児童虐待

山口大学大学院医学系研究科法医学講座教授

高瀬 泉

臨床法医学とは、虐待や性犯罪などによる被害者、交通事故や労働災害の患者など法的手続きを必要とする者に医学的な視点から指導、助言を行うもので、“生きている人”に対応し損傷の鑑定を行っている。平成29年から刑法が改正され、乳幼児・児童の虐待や性暴力の法医学的な損傷等の鑑定依頼が増えている。

臨床法医学の裁判事例で共有したいケースを提示する。

乳幼児揺さぶられ症候群（SBS：Shaken Baby Syndrome /AHT）の裁判では、暴行の家族内目撃証拠がとられにくい面もあり、無罪判決が続いていた。平成18年から児童虐待事例にかかわる中で、臨床現場（解剖医）での判断と、セカンドオピニオンとしての入院中の複数回にわたる動画によるCT・MR画像上の頭蓋内損傷を示す法医学的な画像鑑定結果に基づいて、傷害致死で懲役5年の有罪判決となった乳児暴行死の貴重な裁判事例を経験した。虐待が疑われる症例では、臨床での診断をされた後は、裁判になった場合など、そこから先は法医学にふっていただき、セカンドオピニオンとして鑑定に対応できるような、役割分担が今後重要になると考えている。

AHT（Abusive Head Trauma）に関連して、臨床現場での4歳未満の頭部損傷症例について検討中であるが、低位落下では1mを含めて頭部CTでは頭蓋内異常所見を認めたものはなく予後は良好で重症化したものはなかったが、中には虐待の可能性を疑うようなケースもあると考えられ、法医学的な意見を述べていく必要性についても検討していきたい。

加害者の98%が実母である代理ミュンヒハウゼン症候群（Munchhausen syndrome by proxy：MSBP）は一般的に立証が非常に困難である特異な虐待である。臨床法医学的鑑定に携わった3歳児の事例では、チアノーゼを伴う呼吸障害で、医師が駆けつけて酸素投与により呼吸状態が戻るような状態を何度も繰り返していたこと、医師が頸部前面の発赤や頸静脈怒張などの所見からMSBPを疑うことから見つかри、写真の法医学的な鑑定結果から頸部圧迫されて意識を消失したとしても矛盾しないとする意見書を提出し、以前から児童相談所へ通告のあったリスク家族の母親の関与と判断され、虐待児を助けることができた。祖父母や他の兄弟が不祥な死を遂げていることもあり、立証も難しく、関係各所が特異な虐待のケースであるMSBPを疑うことが大切である。

後頸部の索状の表皮剥脱・痂皮（首をひもで縛ることのできる）や吉川線（紐をふりほどこうとして爪の痕としてできることがある）の所見など、首から上の所見はたとえ小さくても、命にかかわるので、どうしてできるのかを考えていただきたい。こうした所見の記録を残すことが必要で、巻き尺などをあてて写真を撮ることが重要である。

身体的・性的虐待の事例として、飼い犬による咬傷と主張された外陰部損傷の1歳男児では、医師が虐待を疑い児童相談所に通告した後、法医学的鑑定依頼があり、体幹への虐待を疑う皮膚所見や鋭い刃物が使われたものと矛盾しない外陰部損傷の所見を鑑定し、児は一時保護となったが、加害者の母親自身も幼少期に性的虐待を受けていたという背景があった。また、腔内異物の3歳女児の事例では、親は自分で腔に異物を入れたと主張していたが、産婦人科の診断時にSSSの腔鏡診で痛がらないこと、年齢的に本人が腔の存在に気づいているとは考えられないことから性器いじりはありえないこと、さらに、以前から他者に腔を触られていたことが疑われる所見として、腔入口部が1.5cmに広がり、処女膜は伸びているという外陰部の写真のデジタルデータ（紙媒体は不適當）に基づいた鑑定結果から、性的虐待の可能性が高いと判断した。法医学者として、冤罪を作らないよう、さらなる被害者を作らないよう、鑑

定書を作成している。海外では、膣内異物は虐待を強く疑う所見とされている。さらにもう一つ性的虐待を強く疑うものに感染症がある。7歳女児のクラミジア・淋菌の事例では、外陰部の写真による鑑定結果と、家族が主張されるタオルなどによる媒介物による感染の証拠はないことから、性的虐待との鑑定を行った。性的虐待は、時間が経っても何らかの痕跡が残っているため、その所見を写真として記録に残すことが大切であると考えている。

性的虐待順応症候群は、性的虐待を受けている子どもは、まるで自ら協力していることが言われることがあるが、実際は脅されていることや、本来守っている人から守ってもらえないことから無抵抗になったり、無力になったりして、その生活に順応しようとする心理反応であり、性的虐待を受けた子どもには起こりえることを、関係者が知識として身に付けていることが必要である。

性暴力については、実際の現場では顔見知りから被害を受けることも多く、被害者の7割近くが誰にも相談しなかったとされるが、これを変えていきたい。大阪の性暴力救援センター：大阪SACHICOでは、24時間の電話対応、診察、妊娠、薬物の検査、カウンセリングなどを行って

いる。被害の警察への届け出の希望は半々だが、警察への届け出を希望されない場合は証拠採取物の保管も行っている。最近では、特に、DFSA (Drug-Facilitated Sexual Assault) という犯罪に対して、薬物の立件体制を作りたいと取り組んでいるが、薬剤によって被害当時のことを覚えていない、一過性前向健忘が起こりえるという知識を、関係者で共有することも重要である。

山口県でも、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター“あさがお”がある。小さい子どもの性虐待は児童相談所に、性暴力の被害者で警察に届けたくない場合は、まずは“あさがお”に相談することになるが、虐待や性暴力などの被害者に対する相談、医療的支援、診察、損傷鑑定、裁判対応など、臨床の現場、臨床法医学、実質的な関係機関との連携を強めていく必要がある。

[文責：理事 縄田 修吾]



医業継承・医療連携
医師転職支援システム

〈登録無料・秘密厳守〉

後継体制は万全ですか？

D to Dは後継者でお悩みの開業医を支援するシステムです。まずご相談ください。




お問い合わせ先

0120-337-613

受付時間 9:00~18:00(平日)

よい医療は、よい経営から

総合メディカル株式会社

www.sogo-medical.co.jp 東証一部(4775)

山口支店 / 山口市小郡高砂町1番8号 MY小郡ビル6階
TEL (083)974-0341 FAX (083)974-0342
本社 / 福岡市中央区天神
■国土交通大臣免許(2)第6343号 ■厚生労働大臣許可番号40-ユ-010064